

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 当社は、企業間の連携としてサステナブル調達ガイドラインを策定し、当社グループの目指す持続可能な社会に向けた取組みをおこないます。
- b. 取引先アンケート調査等を通じて、中小受託事業者を含むお取引様に抱える問題解決に協力して取り組みます。
 - ・当社がもつサイバーセキュリティ対策の助言・支援をおこないます
 - ・環境保護、環境負荷低減に配慮したグリーン調達の推進を進めます
 - ・時間外労働削減などを通して健康増進施策の推進を進めます

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、中小受託事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②一括決済方式又は電子記録債権を含む手形などの支払条件

製造委託等代金は、原則として現金もしくは電子記録債権で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、中小受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、企業の社会的責任の一環として行動規範を定めており、お取引先様を含むすべてのステークホルダーと健全かつ公正な取引を守り、共存共栄を目指します。

当社は、ホワイト物流に関する自主行動宣言をおこなっています。

2026年1月 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

扶桑化学工業株式会社

企 業 名

代表取締役社長 杉田 真一

役職・氏名（代表権を有する者）